

文教厚生委員会記録

令和6年9月17日開催

- 1 日 時 令和6年9月17日(火) 9:58~11:57
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 金久委員長 奥田副委員長
荒谷委員 幸坂委員 福島委員 広浦委員 水谷委員
福谷委員 久米委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 正副議長 藤本議長 武田副議長
- 6 傍聴議員 横田議員 湯浅議員 渡部議員 星加議員 橋本議員
住友進一議員 佐々木議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市长 平井副市长 坂本教育長
東條政策監 篠原政策監 田中市民部長 湯浅環境管理部長
荒井保健福祉部長 中橋教育部長 山下保健福祉部理事
小原環境管理部参事 東こども家庭局長 山下教育部参事
手塚市民生活課長 石本人権・男女共同参画課長 山田環境保全課長
松江文化振興課長 高原環境管理事務所長 東條介護保険課長
尾田保健センター所長 日下保険年金課長 兼任地域共生推進課長
川田生活福祉課長 中田こども支援課長 松村こども保育課長
田上教育総務課長 鎌田学校教育課長 田上生涯学習課長
篠原スポーツ振興課長 松本学校給食課長 松村那賀川図書館長
中川科学センター館長 清水税務課長 横手秘書広報課長
- 8 事務局 佐坂事務局長 近藤議事課長 谷崎課長補佐 玉木課長補佐
- 9 傍聴者 8人
- 10 記者席 1人

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 8

金久委員長 おはようございます。ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。開会に当たりまして、委員の皆さんは全員お揃いのごようございます。少し早いんですけども、開会をさせていただきます。開会に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。本日、委員の皆様御出席、並びに理事者側の皆様の御出席をいただきまして、開催させていただきますけれども、本日、付託の議案審議など、円滑な運営をしていただきますようお願いしておきます。

それでは、市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は文教厚生委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に提案させていただきます案件につきましては、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の承認案が1件、条例の一部改正案1件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算案が5件、徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてが1件の計8件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明申し上げます。以上、御提案申し上げました案件につきまして、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

金久委員長 ありがとうございます。本委員会の審査案件につきましては、付託されました市長提出議案8件、議員提出議案1件、陳情1件であります。なお、本日、陳情提出者から意見書案につきまして、お手元に1枚、配付がされておりますが、訂正の申し出がありましたので、訂正後の意見書案を御配付しておりますので御了承下さい。

審査に入る前にお願いを申し上げます。理事者の方は、自己紹介をしていただきましたら、議案の説明は着座して行っていただいて構いませんので、そのようお願いいたします。委員の方は、発言する場合は挙手をしていただきますようお願いを申し上げます。また、質問は要点を整理し、明確に、端的にさせていただきますよう申し添えておきます。それでは、審査に入らせていただきます。

承認第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の承認について

金久委員長 初めに、承認第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の承認についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。高原生活環境課長。

【理事者説明 高原 生活環境課長】

金久委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。本件を原案のとおり承認することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、承認第1号 損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の承認については原案のとおり承認されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり承認

第3号議案 阿南市国民健康保険条例の一部改正について

金久委員長 次に、第3号議案 阿南市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

金久委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第3号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第3号議案 阿南市国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

第5号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算(第2号)について(関係部分)

金久委員長 次に、第5号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算(第2号)についてのうち、本委員会に係る部分を議題といたします。第5号議案は全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑ありませんか。水谷委員。

水谷 委員 では予算説明書の 27 ページ、ファミリー・サポート・センター利用補助金についてお伺いします。こちらの補助金は、依頼会員の利用料を下げ提供会員の報酬額を上げる、そしてその差額を補助する制度になるかと思いますが、この補助金が可決されたら、実際に依頼会員さんはいくら払うようになって、提供会員さんはいくら報酬になるのでしょうか。また、これはいつから始まるか教えてください。

金久委員長 中田こども支援課長。

中田 課長 こども支援課、中田でございます。水谷委員さんのファミリー・サポート・センター利用補助金の御質問にお答えをいたします。

ファミリー・サポート・センターの利用補助でございますが、現行 1 時間当たり 700 円の利用料が会則で決められております。この 700 円につきまして、依頼会員に對しまして、1 時間当たりの利用料がワンコインの 500 円に引き下げられるよう、200 円を補助し、また、提供会員には 1 時間当たりの報酬額を 950 円に引き上げるよう、250 円をそれぞれ補助するものでございます。

なお、この利用補助につきましては、本年の 10 月 1 日からを予定しております。以上、お答えといたします。

金久委員長 水谷委員、いいですか。
ほかに質疑ございますか。広浦委員。

広浦 委員 30 ページなんですけれども、予防費というところで、新型コロナウイルスワクチン接種事業というのがあると思います。こちらに関する質問、2 点あるんですけれども、まず一つ。定期接種となるコロナワクチンの費用、これ、いくらになるのでしょうか。

金久委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 保健センター所長、尾田でございます。着座にて説明させていただきます。
コロナワクチンに関する費用でございますが、1 件当たりの費用は 1 万 5,840 円、うち、自己負担額は 4,000 円となっております。この 1 万 5,840 円の内訳としましては、ワクチン代が 11,150 円、診察料等が 3,030 円、手技料が 220 円、消費税が 1,440 円で 1 万 5,840 円となっております。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。
二つ目の質問になるんですけれども、いくつか予算、いろんな項目あると思います。定期接種がこの秋から始まりますけれども、厚生労働省は独自のデータとして、コロナワクチンの発症予防効果に関する資料は出しておりません。つまり、効果についてあるともないとも言及しておりません。このような事実を広く市民に伝えていくために、本市としてどのような取組が実施できるのでしょうか。

金久委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 広浦委員さんの御質問でございますが、厚生労働省のホームページでは、新型コロナウイルスワクチンについて、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防効果が認められる。また、流行株に合わせたワクチンの追加接種を行うことで、追加

的な重症化予防効果が得られると掲載されております。

今回の予防接種は、定期接種のB類に位置づけられたことに伴いまして、個人の発症予防よりも重症化予防を主な目的としております。本市としての市民の方への周知方法でございますが、季節性インフルエンザの定期接種と同様、ワクチンメーカーから提供される文書等をもとに、ワクチンの効果と副反応を記載したワクチン説明書を医療機関へ配布、周知してまいります。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。本市としていろんな事実をお伝えしていただきたいかなど思いました。

コロナワクチンなんですけれども、接種が始まった当初は95%の発症予防効果がうたわれ、推奨されました。そして日本は世界で一番多い4億4,000万回を超える接種をしました。にもかかわらず世界の感染者数を数えております。国民の8割、また人によっては複数回接種してこの結果です。コロナワクチンは本当に効果があるのかという疑問が生じます。

厚生労働省のホームページを見ると、有効性の評価についてというページがあり、さまざまなデータを示しておりますが、長崎大学の研究に基づいたレポートでした。つまり、厚生労働省自身は発症予防効果について、あるともないとも言っておりません。国民が4億回以上打ちましたが、厚生労働省は総括をしないまま定期接種へ移行となります。

9月12日現在、日本国内で818件が死亡認定されております。他のワクチンと比べて非常に多い数字が出ております。また、昨年、アメリカのテキサス州はファイザー社を提訴しております。ファイザー社がアメリカ食品医薬品局に提出した資料には、4万2,086件の有害事象があり、1,223件が死亡。また、心臓や脳など、さまざまな臓器、神経など1,291種類のワクチン接種後の有害事象報告が記載されております。コロナワクチンに関しては、市民の方が接種の…。

金久委員長 広浦委員、質問ですか、要望ですか。

広浦 委員 要望です。

金久委員長 要望だったら短く、簡潔に言ってください。もう答弁がされていますので。

広浦 委員 コロナワクチンに関しては市民の方が接種の判断材料とするため知るべき事実が多くあります。先ほどの答弁など、あまり自治体でできることは限られているというか、ほぼほぼなかったような気もするんですけれども、できる範囲で、本当に命に関わることでですので、市民の方に伝えていただくことを要望いたします。以上です。

金久委員長 要望として受けます。
ほかに、福島委員。

福島 委員 予算書29ページの3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、ここで生活保護適正化推進事業として委託料を計上しておりますが、これの概要、適正化って書いてありますので、どういうシステムでどういうことなんでしょうか。概要をお知らせください。

金久委員長 川田生活福祉課長。

川田 課長 生活福祉課、川田でございます。よろしく申し上げます。福島委員の電算システムの改修委託料についての御質問にお答えいたします。

生活保護費の一部改正が令和6年4月にありまして、それに伴うシステムの改修が必要となったためでございます。改修内容といたしましては、進学準備給付金が進学就職準備給付金に改められ、対象者の変更があり、また、就労自立給付金の算定方法の見直しが行なわれましたので、給付金額の算定の変更など、現在使用している生活保護システムでは対応できないため、改修するものでございます。以上お答えといたします。

金久委員長 福島委員、よろしいですか。

福島 委員 ありがとうございます。

実は昨年、令和5年2月13日付で阿南市が生活保護申請を却下処分いたしました。そして、その方が県知事に審査請求したところ、県の行政不服審査会が阿南市の決定したことは違法、無効であるとして、例えば、従ってこのような判断に基づいた本件処分は世帯の認定の内容について違法、不当な点があった、違法、不当とされております。そしてまた、付言として、今後、こういうようなことがないように、丁重に実施せえというような、出ております。ですから、間もなくこれ、県知事から来ると思いますので、この方については適切に、速やかに救済していただきたいと要望いたします。

金久委員長 要望として受けます。昨年のことがまた来るということでありますので、それにつきましては理事者側のほうで適切に対応してくださいという要望であります。ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 ありませんか。

(福谷委員「さっきのは要望で、反対ではないんですね」と呼ぶ)

金久委員長 要望として、来ておりますということでよろしいですかね。

それでは、ほかに質疑がないようなので、質疑を終結いたします。

これより、第5号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第5号議案 令和6年度阿南市一般会計補正予算(第2号)についてのうち、本委員会に関係する部分は原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

金久委員長 次に、第6号議案 令和6年度阿南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

金久委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。福谷委員。

福谷 委員 ただ今、説明をいただきました中で「諸支出金の過年度支出額において誤りがあることが判明し、また、不明瞭な件で協議した」ということですが、この誤りがあるということについては、言える範囲でちょっとどういう事例なのかお示しをいただきたいと思えます。

金久委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 誤りの内容でございますが、本市で返還対象となった方、それぞれ個人の入院患者さんのレセプト等を確認したところ、実際にその時期に入院の事実がなかったりというようなことが分かりましたので、その部分が誤りであるということで、関係機関と調整をしたところでございます。以上、お答えとします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 入院の履歴がないということについては、レセプトの調査か何かで分かったと思うんですけども、こういう履歴がないという、誤りがあるということは何に基づいて発見したんですか。

金久委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 令和4年度に厚生支局にて実施されました検査において分かったものでございます。以上、お答えいたします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 厚生労働省か何かの検査でこういうことが判明したということですが、それによって過年度のお金を当然、いただいて払うことは確かなんですけども、入院っていうたら入院なんですよ。結局、医者が入院させるっていうようなことが、そのレセプトが上がってくる時点で何で判明するんかっていうのがよく分からない。この場合、言っても仕方ありませんけども、やっぱりきちんとしたチェックをしていただかないと、保険でやっぱり市が払うべきもんはきちんと払うと。払うべきものでないものは払わないっていうスタイルは、これはもう当然取っていただくんですけども、あんまり誤りがないように進めていただきたいということで要望いたします。

金久委員長 それでは、要望としてお受けをいたします。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第6号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第6号議案 令和6年度阿南市国民健康保険事業特
別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第7号議案 令和6年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について

金久委員長 次に、第7号議案 令和6年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につ
いてを議題とします。理事者の説明を求めます。東條介護保険課長。

【理事者説明 東條 介護保険課長】

金久委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第7号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第7号議案 令和6年度阿南市介護保険事業特別会
計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第8号議案 令和6年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

金久委員長 次に、第8号議案 令和6年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計補正予算(第1
号)についてを議題とします。理事者の説明を求めます。山田環境保全課長。

【理事者説明 山田 環境保全課長】

金久委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第8号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第8号議案 令和6年度阿南市春日野地域下水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第9号議案 令和6年度阿南市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

金久委員長 次に、第9号議案 令和6年度阿南市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

金久委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。福谷委員。

福谷 委員 御説明ありがとうございます。この中での、郵送、通信運搬費の144万6,000円ですけども、これは後期の該当者全員に通知をするという理解でよろしいですね。

金久委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 年次更新の送付になりますので、対象者全員でございます。以上、お答えとします。

金久委員長 よろしいですか。福谷委員。

福谷 委員 今、聞いたのは、後期高齢者の加入者全員なのか、対象者全員なのかっていうところでいったら、イコールなんですか。

金久委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 年次更新になってきますので、今までどおりの被保険者証の送付ということになってきますので、イコールと考えております。

福谷 委員 了解しました。

金久委員長 よろしいですか。
ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第9号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第9号議案 令和6年度阿南市後期高齢者医療特別
会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決いたします。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

第12号議案 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

金久委員長 次に、第12号議案 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題としま
す。理事者の説明を求めます。日下保険年金課長。

【理事者説明 日下 保険年金課長】

金久委員長 ただ今、理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。福谷
委員。

福谷 委員 広域連合規約の別表第1がついています。その中で、今回、資格確認書等の引渡し、
返還の受付ってなっておりますけども、多分、この「等」については本文の中で記載さ
れていると思いますけども、この「等」って何ですか。

金久委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 今、考えられるべきものは、資格確認書以外にマイナ保険証登録者に送付する資格情
報通知書や限度額適用認定書、標準負担額減額認定書などを考えております。以上、お
答えとします。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 新旧対象をいただいたんですけども、この「等」って書いてあるのは別表第1に書いてあるだけであって、本文に実際「等」のことが書いてないということやね。

金久委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 本文には、具体的な記載はございません。以上、お答えとします。

金久委員長 よろしいでしょうか。
福谷委員。

福谷 委員 いや、ほな「等」って、今、言う分については内規で定めるんでしょうかね。普通、法文っていうたら「等」については何々っていうふうに書いてある部分と、書ききれんけん、しゃあないけんどっかに書くということからすると、あとあと、これから12月2日以降に出てくる、そういったものを指すという理解でよろしいんですか。

金久委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 委員さん御質問の「等」ということでございますが、12月2日以降の資格確認書以外の証とかにつきましては、名称等、あと、について細かい省令が今、出てきてるところでございますので、資格確認書とか、資格確認通知書に付随する書類等の、ということで「等」というような表記になっておるのでございます。

金久委員長 よろしいでしょうか。

福谷 委員 了解しました。

金久委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
これより、第12号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御異議なしと認めます。よって、第12号議案 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

金久委員長 次に、議第1号 現行の健康保険証の存続を求める意見書を議題といたします。議第1号につきましては本会議で提案理由の説明を受けております。直ちに委員からの御意見を受けたいと思っております。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 御意見なしと認めます。
ありますか。久米委員。

久米 委員 理事者の方にお聞きをしたいんですが、これでマイナンバーカードの発行かな、申請数なのか、それと、それに付随するマイナ保険証としてのカードの消費者数っていうんか、それ、分かりますか。率からすれば。

金久委員長 手塚市民生活課長。

手塚 課長 市民生活課の手塚でございます。久米委員さんの御質問にお答えいたします。
マイナンバーカードの保有枚数率についてですが、総務省が発表しております保有枚数率につきましては、令和6年1月1日時点の人口6万8,969人に対して、8月末時点の保有枚数率ですと74.0%となっております。以上、お答えいたします。

金久委員長 久米委員。

久米 委員 これはマイナ保険証もセットにされてますか…。

金久委員長 保険証の質問も入っているんで。日下保険年金課長。

日下 課長 保険年金課、日下でございます。マイナ保険証の国民健康保険、後期高齢者医療制度の保有者数についてお答えします。

本年6月時点でございます。国保につきましては、加入者が1万2,255人、マイナ保険証の登録者が7,520人、後期高齢者医療制度につきましては、加入者数が1万3,323人、マイナ保険証の登録者数が7,273人でございます。以上、お答えいたします。

金久委員長 久米委員。

久米 委員 ありがとうございます。
その、率からしたらどうなりますか。

金久委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 それぞれの登録率でございますが、国民健康保険については61.36%の方がマイナ保険証を登録しております。後期高齢者医療制度につきましては54.58%の方が利用登録しております。以上、お答えいたします。

金久委員長 久米委員。

久米 委員 ありがとうございます。
この、現行の健康保険証の存続を求める意見書についてなんですけれども、今、御答

弁いただいたように、率としてはだいぶ上がってきてるところでありますけれども、私としましてはこのマイナ保険証のメリットとして、また、これのデメリットっていうのかな。それを行政側に確認、お聞きするのめいかがなもんかなと思うんですけれども、担当課のほうで今回、この健康保険証の存続を求める意見書なので、それについての、このマイナ保険証のメリット、そしてデメリットについてどのようにお考えなのかを、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

金久委員長 日下保険年金課長。

日下 課長 保険年金課、日下でございます。

マイナ保険証のメリットでございますが、通常、皆様を受診するときに保険証以外にそれぞれ高額医療制度の関係とかありまして、限度額の適用とか標準負担額認定証等をそれぞれ窓口で提出しているかと思っております。あと、それ以外にも特定疾病の医療受給者証というのをお持ちかと思っておりますが、マイナ保険証でしたらこれらの証を提示しなくても、マイナ保険証だけで受診できるというところがございます。

それ以外に、デメリットということになるかと思っておりますが、今現在、マイナンバーカードを保険証として使用するために持ち歩いてくださいというような形で、携行していただくということが言われておりますけれども、やはり高度な身分証明書というような側面をマイナンバーカードは持っていますんで、それを紛失したり、落としたりというようなことで、一つで何役も使えることがあるマイナンバーカードになりますので、そういうところで少し持つことに対する抵抗感があるのかなと考えております。以上、お答えとします。

金久委員長 久米委員。

久米 委員 ありがとうございます。

デメリットとしてというのか、伸びないってというのはそのとおりだと思うんです。特に日本人はそういう環境の中で育ってきてますので、なかなか今のAIとか、そういう電子自治体の中に溶け込むのが非常に難しいし、特に後期の高齢の方々の率からすればそういうところが懸念されるかと思っております。

マイナ保険証の、このメリットについてもおっしゃられたとおりだと思いますし、行政側としたら、その行政サービスについて、このデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるということが目的であろうかと思っておりますし、このデジタル技術やAI等の活用によって業務の効率化も図られるし、人的資源を行政サービスに、さらなる向上につなげていくという面では非常に私はいいいことだと思っておりますので、このマイナ保険証を確実に普及させていくにはかなりの時間がかかることは確かだと思います。

そういったところが、患者の安心とか安全で、より質の高い医療の提供という、あと、また医療現場の負担軽減、それから行政の効率化等に資するために、このマイナカードとマイナ保険証の普及、拡大は、ぜひ行政としては進めていただきたいと思っております。

ところが、この意見書について、「健康保険証の取得は申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること」と記入されておりますけれども、この制度はぜひ進めてもらいたい、ぜひね。けど、このマイナ保険証をうんぬんっていうことについて、ぜひ、この、どういったら言いのかな。

(福谷委員「反対なんだろ」と呼ぶ)

久米 委員 どうして横から言うんですか。

(福谷委員「いやいや、まとめないかんから」と呼ぶ)

久米 委員 まとめています。

金久委員長 今、委員が発言しておりますので、福谷委員、抑えてください。久米委員。

久米 委員 だから、私はそういうことを、やっぱり年頭に置いて進めていただきたいということ
をぜひ申し上げて、私はこの全くなってしまうということについては、だから、こ
の意見書の内容をちょっと変えてもらいたいと思う。行政的にはこのマイナカードっ
ちゅうのを進めたいわけですよ、国からしてもね。だから、それを進めるためにはまだ
まだこの、その状況からして、じゃあ一発にその国民健康保険証を廃止するというこ
とは、なってしまったら、それはどうするのかというところがあるわけで、ただ単に
これを明確にすることで進まないと思う。そういうところなので…。

(福谷委員「まとめよう」と呼ぶ)

久米 委員 ちょっと待ってだ。

(福谷委員「いや、賛成か反対か」と呼ぶ)

金久委員長 今、久米委員さんが発言しています。

久米 委員 だから、そういうことを御議論いただきたいと思います。

金久委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 ただ今、委員のお話がありました。この意見書に対して文言等の訂正も含めて
お願いをしたいというふうなことでございますので、これは、そのままですと反対
の意見ということになりますので、挙手により採決をさせていただきます。なお、
挙手しない委員につきましては不採択と見なしますので、よろしくお願いをいた
しておきます。
本件を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手 多数)

金久委員長 採決の結果、挙手多数であります。よって、議第1号 現行の健康保険証の存続を
求める意見書は原案のとおり可決をされました。
これにつきましては本会議のほうで再度、採決がされます。

質 疑 終 了 ・ 採 決
賛 成 多 数 ・ 原 案 の と お り 可 決

金久委員長 時間がだいぶきておりますので、ここで休憩に入りたいと思います。

金久委員長 休憩前に引き続き、当委員会を再開いたします。

陳情第3号 新型コロナワクチン接種後健康被害の実態調査及び接種後健康被害の原因究明と治療法の確立を求める意見書を国へ提出することを求める陳情書

金久委員長 それでは、次に陳情の審査に入ります。陳情第3号 新型コロナワクチン接種後健康被害の実態調査及び接種後健康被害の原因究明と治療法の確立を求める意見書を国へ提出することを求める陳情書を議題といたします。まず、事務局に要旨の朗読をいたさせます。事務局。

【事務局 朗読】

金久委員長 ありがとうございます。本陳情に関しまして理事者の御見解がございましたらお願いいたします。尾田保健センター所長。

【理事者見解 尾田 保健センター所長】

尾田 所長 保健センター所長、尾田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

阿南市健康を考える会より提出されました新型コロナワクチン接種後健康被害の実態調査及び接種後健康被害の原因究明と治療法の確立を求める意見書を国へ提出することを求める陳情書についてであります。

初めに、予防接種法に基づく新型コロナワクチン接種についての経緯を御説明させていただきます。新型コロナワクチンは、令和3年2月から特例臨時接種として開始され、開始当初は市町村に勧奨することが定められておりましたが、本年度からは個人の重症化防止に比重を置いた定期接種のB類疾病に位置づけられたことに伴いまして、個別通知等の積極的な勧奨は行わず、広報あなんなどで広く周知することとなりました。また、予防接種対象者の努力義務についても、今年度からは課されておられません。

1点目の新型コロナワクチン接種後28日以内に体調が悪化して、治療や入院を要した場合や死亡した場合に必ず市町村に届け出るよう周知することについてでございますが、予防接種を受けたあとの副反応疑いは報告基準が定められており、基準に当てはまる症状であると診断された場合、医師は厚生労働省に報告することが予防接種法第12条に定められております。また、予防接種を受けた方も、定期の予防接種後に発生した健康被害について、予防接種後に発生した症状に関する報告書により報告することができます。予防接種後の副反応疑いの情報を収集し、ワクチンの安全性を評価、分析することは、予防接種の適切な実施を図る上で重要な制度であると認識いたしております。

2点目の国は新型コロナワクチン接種後、副反応として報告された健康被害のうち、重篤なものについては国民に対し遅滞なく注意喚起を行うことについてであります。副反応疑いで収集された報告は、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会副反応検討部会に報告され、専門家による評価が行われます。この中で、報告された一つ一つの症例や評価の結果等について、審議会のたびに厚生労働省のホームページに掲載され、閲覧することができます。また、副反応疑い報告の報告先であります医薬品医療機器総合機構では、注意喚起が必要な情報等が提供されております。

3点目の新型コロナワクチン接種後健康被害に対する検査法、診断法及び治療法が早

急に確立されるよう研究体制を整えることについてであります。予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、極めて稀ではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、健康被害救済制度が設けられています。また、予防接種法第23条には、国の責務として健康被害の発生状況に関する調査、その他、予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとされております。

以上、陳情に対しての市の説明とさせていただきます。

金久委員長 ありがとうございます。
 これより本陳情につきまして委員から御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。久米委員。

久米 委員 ありがとうございます。
 この陳情については、多くの方々からもいろんな御意見をいただいているわけなんですけども、この接種について非常に不安を、最初から不安をいただいている人から、この接種しないとか、特に自分の子どもには絶対打たないとかいう方、たくさんおいでました。そういった面で、またこの中身のこの資料等からは、今日、先ほどチラシをいただいたんですが、非常に専門的なことなので、詳しくは理解しにくいところなんですけれども、このワクチン接種という、この人間の生命を左右する重大な事項でありますので、まずこの陳情内容のように正確な調査を願うとともに、ぜひ、こうしたことを、また被害等がないように、その治療法の確立等についてもぜひお願いしたいと思っておりますので、この陳情については賛成させていただきます。

金久委員長 ほかにございますか。水谷委員。

水谷 委員 私も賛成の立場で意見をお伝えします。
 ワクチンを接種する場合、同意書というものを必ず取って、私たちはサインして接種してるかと思えます。やっぱり同意するにしても、打ちたいと思うにしても、正式な正しい情報がないと、打つか打たないかの判断っていうのは難しいと思えます。今後、個人の判断でということなので、陳情にある内容のようなことをしっかりとさせていただきたいと思うので賛成いたします。

金久委員長 ほかにございますか。福谷委員。

福谷 委員 縷々、理事者のほうからお話がありました。平成3年からワクチンを打たれて重篤化、なった方もおいでる。それから、元気で過ごしてる方もおいでる。ある程度の効果がないので、何か月ごとかに打ってるというふうな状況でありまして、ここで書いてあるように、国の責任においてこういった調査法とか診断、治療法がしっかりと確立するように研究体制を整えることはいいんですけども、私ども、新型コロナワクチン接種後28日以内にとか、必ず市町村に届けるよう通知するっていうようなことについても、まだ十分理解はできてません。多分、医者がやってくれるんちゃうんかなっていうふうに思ってます。

また、それから重篤な分についてという、どのようなものをもって重篤かっていう分についても分かりませんが、厚生労働省も遅延なく注意喚起を行うというような状況で進んでおりますけども、こういった省令が重篤なのかというふうなことがありまして、もう少し勉強をしたいということで、継続ということをお願いいたします。

金久委員長 ほかに御意見ございますか。荒谷委員。

荒谷 委員 この件についてですが、非常に資料等もいただいておりますが、私自身もちょっと勉強不足なところがございまして、十分に、ちょっと理解できない部分もあったり、国の制度はこうである、市町村は届け出とか、それぞれ立場、立場が違ってくると思うんですが、非常に文章等も非常に難しい内容、難しいというか、理解もなかなかできにくいようなところもあったりして、ちょっと勉強していきたいというような思いがございまして、一応、継続ということでお願いいたしたいと思っております。

金久委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

金久委員長 ほかに御意見がないようでございます。
ただ今、委員のほうから継続審査との御意見がございまして、これにつきまして、まず本陳情を継続審査とすることについての挙手採決をいたしたいと思っております。
それでは、本陳情を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(可否同数)

金久委員長 ありがとうございます。可否同数であります。よって、委員会条例の第17条の規定によりまして、委員長において本陳情を継続審査とすることに対する可否を裁決いたします。本陳情について、委員長は継続審査といたします。

質 疑 終 了 ・ 採 択
可 否 同 数 ・ 継 続 審 査

金久委員長 以上で本委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。

一 般 質 問

金久委員長 これより、本委員会の所管に係る一般質問をお受けしたいと思います。通告がなされておりますのでよろしくお願いをいたします。一般質問の通告のある方は挙手をお願いいたします。福谷委員。

福谷 委員 一般質問をさせていただきます。一つはアルコール対策、二つ目は南阿波定住自立圏推進協議会での医師の派遣について、それと、医療センターのバス停については産業建設委員会で橋本議員のほうから話があったんですけども、ちょっと要望したいというふうに思っています。あとはありません。

まずアルコール対策についてです。阿南市において市民の健康を増進するために健康阿南21を策定し、さまざまな取組を行っていますが、そこで、アルコール健康被害についてお伺いをいたします。

その取組については、6月議会においても質問させていただいたところであります。10月には市民を対象にしたイベントとしてあなん健康まつりの開催が予定され、依存症

に対する講演会も予定されているようです。阿南市は行政として、以前より住民の福利厚生と健康増進に向けて努力されているところですが、なお一層、この後の取組としてアルコール健康障害対策について、保健所、医師会、社会福祉協議会、阿南警察署、自助グループ等々と連携し、より一層の住民福祉向上のために、アルコール健康被害について幅広く細かな啓発、広報等を行っていくことが大切だと思いますが、そのお考えをお聞かせください。

金久委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 保健センター所長、尾田でございます。福谷委員のアルコール健康障害対策についての御質問にお答えいたします。

本市では、阿南市健康増進計画 健康阿南 21 の中で、市民の健康課題の一つにアルコール対策を掲げ、健康診査や保健指導、健康相談事業などのあらゆる機会を捉え、適切なアルコールの接種やアルコール健康障害に関する知識の普及啓発に努めております。また、6月議会で議員から御指摘を受け、さらなる取組の強化を図っているところでございます。

来月の13日開催予定のあなん健康まつりにおいては、断酒会阿南支部の、お酒に関する相談コーナーや、阿南保健所のアルコール体質判定コーナーを設置するとともに、本市主催で、11月13日に阿南健康づくりセンターにおきまして、知っておきたい依存症と題したアルコールを含めた依存症に関する講演会を予定しております。1人でも多くの方にアルコールについて関心を持っていただき、アルコール健康障害に関する正しい知識の普及と理解の促進を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、断酒会阿南支部をはじめ、県の相談機関、保健所、医師会、阿南警察署等関係機関と連携し、幅広く、細やかな啓発活動に努めてまいります。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 ありがとうございます。特に依存症っていう分については長い期間、やっぱり治療というものが必要になります。そして、この10月13日にはあなん健康まつり、そして13日には専門家である藍里病院の吉田先生も講演に来ていただけるということでございますので、積極的に御参加をお願いをし、引き続き、市民に周知をしていただきたいというふうに思います。続いて…。

金久委員長 要望として受けます。

福谷 委員 要望として。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 続いて、2点目の南阿波定住自立圏推進協議会での医師の派遣についてであります。この医師の派遣についてはホームページにも載っておりますけども、令和6年度第1回の自立圏の推進協議会が行われました。これは7月の11日木曜日、10時から12時10分までであります、美波町で。そのときに三浦海陽町の町長から医師の派遣について要望がありました。かいつまんで言うたら、前のときには来てくれよったと。今の医療センターは来てくれんけん、どないかしてくれませんかと、そういうようなことがあって、徳島大学にお願いに行くんだったら一緒についていきますというふうな話をしておられます。また、医療センターの前田院長も前向きに考えていただいて、一緒に要望に行く

ということであればぜひとも言いたいと、こういうようなことを7月にいっておるわけですけども、この分について、医師の派遣等についてお願いに行ったのかどうかという点についてお尋ねをいたします。

金久委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 医師の派遣の要望について、行ったのかどうかについての御質問でございますが、医師不足課題解決のために、まずは先月の26日には、南部圏域の医師確保について、阿南医療センターの前田院長と、1市4町の首長との意見交換会を実施いたしました。この会議の中で、阿南医療センターの前田院長からは、定住自立圏内の公立病院に医師を派遣し、協力したい思いはあるものの、医師の多くが徳島市やその周辺市町村である東部圏域に集中しているとともに、阿南医療センターの医師の高齢化などによって医師の派遣ができない現状について説明がなされました。このような医師不足問題解決のために、1市4町と阿南医療センターJ A徳島厚生連については、県や徳島大学に対して南部圏域の医師充実のための要望活動を来月に計画しているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 福谷委員。

福谷 委員 要望に行っていただけということ、大変うれしく思います。スピード感がないというのが行政なんでしょうけども、やっぱり医者っていう分については、最終的に死ぬときには世話になります。元気なときにも世話になるんですよ。しかし、だから、医師の派遣っていうようなことをこの海陽町の中で、定住の中で要望があるっていうのはよく分かります。阿南市はまだ医療センターに近いと。海陽も牟岐の病院があるけんいけるっていう状況ですけども、小児科とか、そういったような状況の中で、やっぱり医師に対してどう来てもらうかっていうことについては、やっぱり定住自立圏の中心である阿南市が、しっかりとしていただいて、要望に行きまくと、徳大に。そういうようなことをしないと来てくれません。

さっきも言ったように、徳島辺りは医者が多いけども、南とか僻地には行きたがらないという状況がありますから、それはしっかりと変えていただきたいということで要望いたします。

金久委員長 要望として受けます。
福谷委員。

福谷 委員 続いて、医療センターのバス停の件については、産建のほうで橋本議員さんがおっしゃってますけども、今、医療センターのバス停っていうたら、患者の立場になると、バス停は医療センターの中じゃないんです。歩いて、そうですね、僕だったら杖ついとるけん時間かかりますけども、二、三百メートル向こうにあるんですよ。ほんで、そこに椅子があるじゃないかって、炎天下ですよ。あの椅子に座って待つんですか。元気な人だったら待てるかも分からんけども、患者についてどうしてもっとこう、優しくなれんのかなっていうところがあるんですよ。これは要望していただきたいということをおっしゃるんですけども。

自分たち医療センターが外来の薬局を作った。それによってバス停が遠くへ行っただけで、本末転倒ですよ。医療っていうのは患者のためにするんですよ。薬を売るためにするんじゃないんですよ。そんなところをしっかりと、医療センターができたときには阿南市から言えるんですよ。で、言わないと。元気な人はいいですけども、私の同級生のお母さんは大腿骨骨折で歩けないんですよ。来るときはタクシーでも構わん。帰るときもタ

クシーで帰ったらええ。それはお金の人が言うことなんですよ。来るときは息子さんに送ってもらいよう。しかし、帰るとき、やっぱりまた送り迎えせないかんのですよ。だから、このことについては要望になりますけども、やはり患者の立場に立って、しっかりものを言うていくということで、阿南市のほうから意見を出すように強く求めていると、よろしくお願いしまして、要望とします。

金久委員長 要望としてお受けいたします。それでよろしいですね。
広浦委員。

広浦 委員 一つ、質問いたします。コロナワクチンが始まってから現在まで、予防接種健康被害救済制度の申込件数は何件でしょうか。

金久委員長 尾田保健センター所長。

尾田 所長 保健センター所長、尾田でございます。広浦委員さんの御質問にお答えさせていただきます。
救済制度の件数はこれまでに4件ございます。

金久委員長 広浦委員。

広浦 委員 ありがとうございます。要望をお伝えしたいなと思います。
先月なんですけれども、NHKのあさイチという番組で「知っておきたいワクチンと救済制度」というテーマで放送しておりました。ワクチンの後遺症で苦しむ方々が制度に申込みしようとするのですが、見ていて非常に大変そうでした。領収書、カルテ、受診証明書、医療費、ワクチンの接種証明書をそろえないといけないんですけれども、さらに見てもらった医療機関全てからもカルテ、受診証明書が必要でした。人によっては、そもそも自身の更年期と重なりワクチンが原因かどうか分からない。また、申請しようとしても、市役所の窓口で、アナフィラキシーくらいでないと言われないと言われてたり、医療機関で、ワクチンとは関係ないなどと言われ、申請を断念したケースなどが紹介されておりました。このように申請は手間がかかり、ハードルが高い中で、阿南市という人口7万人を切ったまちの4件という数字は、私は多いと受け止めております。
先ほど紹介した市役所窓口と医療機関の対応ですが、受け付ける側の誤解や無理解もあることが併せて放送されておりました。こういった制度があること、またその内容など市民の皆様はもちろん、受け付ける側の理解促進も含め、分かりやすく情報を発信していただくことを要望いたします。以上です。

金久委員長 要望としてお受けいたします。
ほかに、水谷委員。

水谷 委員 5点あるので1問1答でお願いします。
まず1点目、さくら保育所の除却工事のスケジュールを教えてください。

金久委員長 松村こども保育課長。

松村 課長 こども保育課、松村でございます。よろしく申し上げます。水谷委員さんの、旧羽ノ浦さくら保育所の除却工事の件につきましてお答えいたします。
旧羽ノ浦さくら保育所の除却工事につきましては、今月5日に、工事に係る開札が行われ、落札業者と工事請負契約を締結したところでございます。今後、受注者との現場

確認及び施工計画等の打ち合わせを行い、現場着手へと進めてまいります。除却工事の完了につきましては令和7年3月を見込んでおります。以上、お答えいたします。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。
引き続き、くるみ保育所はいつまで運営するのか教えてください。

金久委員長 松村こども保育課長。

松村 課長 水谷委員さんの、羽ノ浦くるみ保育所はいつまで運営するのか、の御質問にお答えいたします。

羽ノ浦くるみ保育所は、今年度策定予定の施設整備実施計画（案）の中で、今年度公表予定の阿南市人口ビジョンをもとに、将来の地区別児童数の推計を踏まえ、保育の需要に対して量的充足状況や人口推移による保育のニーズを判断し、今後の運営についても慎重に検討してまいりたいと考えております。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。
保育所整備でもう一つ。羽ノ浦地区の保育所整備は今後、どのように考えられているのか教えてください。

金久委員長 松村こども保育課長。

松村 課長 羽ノ浦地区の保育所整備を今後どうするのかということにお答えいたします。

羽ノ浦地区における教育保育施設整備につきましては、令和2年度から今年度までの計画期間として、羽ノ浦地区施設整備計画により施設整備を行っております。本市においては、施設整備実施計画（案）を今年度中に策定することとしており、策定に向けた現在の取組状況につきましては、まず今年度公表予定の阿南市人口ビジョンを基に、今後における保育のニーズを判断することが必要であると考えております。

その上で、市全域を対象に、安全、安心で将来を担う、より効率的で質の高い保育サービスを提供するためのエリア選定を行い、公立幼稚園と保育所を統合し、集約したかたちで認定こども園として開設するため、施設整備実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

また、羽ノ浦地区の保育所整備の方向性については、新たな施設整備実施計画（案）にしっかり盛り込んでまいりたいと考えております。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。引き続き、質問させていただきます。
阿南市内の児童クラブ、耐震化できていない施設は何か所あって、それはどこなのか教えてください。

金久委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 生涯学習課、田上でございます。水谷委員さんの、放課後児童クラブに関する御質問

にお答えします。

まず、市内の児童クラブで耐震化できていない施設が何か所あるのかとの御質問ですが、本市には現在 26 か所、児童クラブが設置されており、そのうち、厚生労働省による耐震化の調査基準である 2 階建て以上、または延べ床面積が 200 平方メートル以上の建物が 18 か所であります。そのうち、旧耐震の施設が 6 か所あり、うち 1 か所につきましては現在、耐震診断を行っております。民間施設を含む残りの 5 か所につきましては、耐震診断を行っておりません。その施設は、耐震診断中の施設が羽ノ浦親子ふれあいセンターを利用している羽ノ浦第 2 児童クラブ、次に、耐震診断を行っていない施設は宝田子育て支援施設を利用している宝田児童クラブ、羽ノ浦農業研修センターを利用している羽ノ浦第 3 児童クラブ、その他、民間施設を使用している施設が平島第 3 児童クラブ、山口児童クラブ、桑野児童クラブであります。以上、お答えいたします。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 ありがとうございます。

では、耐震化できていない施設に対して、今後、どのように取り組まれるのか教えてください。

金久委員長 田上生涯学習課長。

田上 課長 生涯学習課、田上でございます。

水谷委員さんの、耐震化できていない施設への今後の取組の御質問でございますが、児童クラブの運営主体である運営委員会との協議となりますが、それぞれの施設で近隣の耐震性の高い民間施設を代替施設として活用することや、学校の余裕教室の活用などについて検討してまいります。今後とも子どもの安全を第一に考えながら、施設の改善に努めてまいります。以上、お答えいたします。

金久委員長 水谷委員。

水谷 委員 御答弁ありがとうございました。以上です。

金久委員長 ほかに、福島委員。

福島 委員 それでは、通告してありますので、要望 1 件と質問二つをさせていただきます。

まず初めに要望でございますが、羽ノ浦町情報文化センター 1 階に、羽ノ浦図書館の一角に児島コレクションの常設展示がございます。この児島コレクションは、羽ノ浦町出身の国際的な彫刻家、児島正典さんの作品や、収集した古美術品を旧羽ノ浦町時代に生前の児島様から御寄附をいただき、これを児島コレクションとして展示をしております。児島コレクションは相当数あり、備品台帳も整備され、旧羽ノ浦町時代には展示会も行われておりましたが、合併後は展示会もないようです。図書館の利用者もあまり関心を示していないように思います。立派な展示コーナーでありますので、児島コレクションの展示替えや、郷土には著名な芸術家、工芸家がいるので、こうした方の企画展も実施していただけたらと思ひ、要望いたします。

次に市長の選挙公約である小中学校の給食完全無償化を実現するためには、年間いくらぐらいの予算が必要なのか教えていただきたいと思ひます。

それと、先般の星加議員さんの一般質問で学校給食の無償化に関する質問がございましたが、阿南市は、国の施策の動向などを見極めつつ、持続可能な制度設計を目指し、引き続き検討してまいりますと答弁しておりますが、学校給食の無償化は市長の選挙公

約でありますので、国の財政支援の有無に関係なく実施すべきでないかと私は思います。そこでお尋ねしますが、市長の選挙公約である小中学校の給食完全無償化は国の財政支援がなければ実施しないということなのでしょうか。お伺いをいたします。

次に羽ノ浦小学校の建て替えについてお伺いします。岩佐市長は、羽ノ浦小学校の建て替えについて、現地建て替えがいいのか、旧阿南共栄病院跡地に移転するのがいいのか、あまり時間をかけることなく住民アンケートを実施すると繰り返し発言しております。先の6月定例会の私の質問でも、どういった質問項目で何月にアンケートを実施するのかとお尋ねでございますが、現在、その内容、実施時期については検討中でございますと答弁されております。私は、速やかにアンケートを実施するのであれば実施して、旧共栄病院跡地に建てるのか、現地に建てるかの判断を早急にさせていただきたいと思っております。以上、質問いたします。

金久委員長 　ただ今、要望は1点、学校給食について、御質問がありましたので、学校給食についての理事者側の答弁、説明をお願いします。松本学校給食課長。

松本 課長 　学校給食課、松本です。よろしくお伺いをいたします。福島委員さんからの学校給食費の無償化につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、無償化に必要な予算についてでございますが、本年5月1日現在の児童、生徒数、それから現在の基準給食費であります1食当たり、小学校330円、中学校380円で年額を試算いたしますと、小学校児童分約2億100万円、中学校生徒分約1億1,400万円、合計しまして約3億1,500万円でございます。

次に、学校給食の完全無償化は国の支援がなければ実施しないということか、というお尋ねでございますが、学校給食費の無償化につきましては、地域格差や継続性に課題がございます。まずは教育の機会均等の観点からも、隣接する自治体との格差のない、全国一律の給食費無償化に向けた国の財政措置につきまして、徳島県市長会議及び四国市長会議におきまして、議題として提案をしまして、他の市長の賛同を得、全国市長会議に四国市長会から国への要望として提出されております。今後におきましても、あらゆる機会をとらえ、地域格差解消に向け提言をしてみたいです。また、持続可能な制度設計を目指し、本市独自の安定的な財源確保の検討を進め、学校給食費の無償化が早期に実現できるよう取り組んでまいります。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 　次に、羽ノ浦小学校の建て替えのアンケートのことでございます。田上教育総務課長。

田上 課長 　教育総務課、田上でございます。福島委員さんの、羽ノ浦小学校の建て替えに関するアンケート調査につきましてお答えをいたします。

アンケート調査を実施する場合におきましては、調査の目的、手法、質問項目等を十分精査する必要があると考えておりますので、現在のところ、実施時期については未定でございます。以上、お答えとさせていただきます。

金久委員長 　よろしいですか、福島委員。

福島 委員 　ありがとうございました。

再問も予定をしておりましたが、大体、想像できますのでやめます。終わります。

金久委員長 　これで通告をいただいております委員からの御質疑につきましては以上でございます。

これで、本委員会の所管に係ります一般質問を終了させていただきます。

以上で本委員会を閉じることにいたします。閉会に当たりまして市長から御挨拶をい

たきます。岩佐市長。

岩佐 市長 本日は文教厚生委員会を開催をしていただきまして誠にありがとうございました。また、提案をさせていただきました案件につきまして、原案のとおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げる次第であります。御審議の中で賜りました御意見、また御提言につきましては、今後の市政運営にしっかりと生かしてまいりたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。

金久委員長 これをもちまして、文教厚生委員会を閉会いたします。委員の皆様、理事者の皆様、御協力ありがとうございました。お疲れ様でございました。

閉 会 11:57
